

Ⅱ. インフラ資産

道路や橋梁をはじめ、市民の生活に必要不可欠となるインフラ資産については、将来にわたって発生する維持管理費を見据え、計画的かつ効率的な更新や予防保全型の改修を実施する。このため、施設類型ごとの長寿命化計画を策定し、整備内容の最適化に取り組むとともに、次の基本方針に基づき、安全の確保や将来の更新経費低減、コストの平準化を図る。

【インフラ資産の管理に関する基本方針】

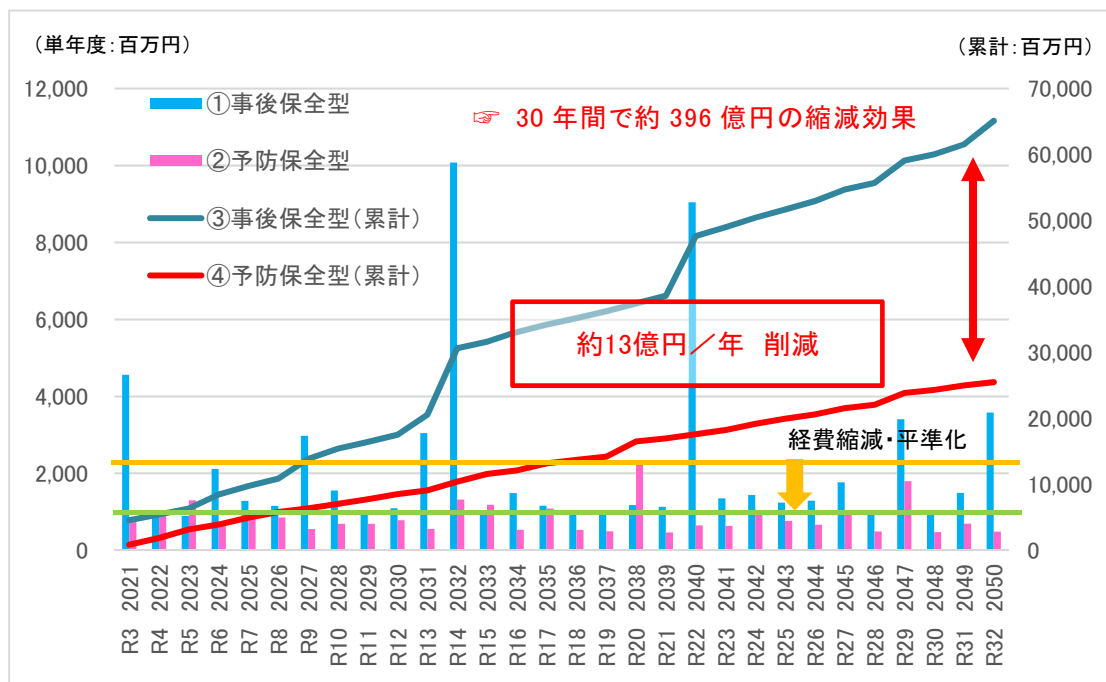
①点検・診断等

- ・各施設に対して、法令や点検基準に基づく定期点検を実施し、各施設の状態を的確に把握するとともに、対策の必要性を判断する。
- ・さらに、日常的な巡視等を実施することにより、異常の早期発見に努める。

②維持管理・修繕・更新等

- ・ライフサイクルコストの縮減が見込まれる施設については、劣化が比較的軽微な段階で対策を実施する予防保全型の維持管理を実施し、全体の維持管理・更新等経費の縮減を図る。
- ・また、各施設の劣化状況や重要度などに応じて対策の優先順位や実施内容を定め、計画的に修繕や更新を実施し、経費の平準化を図る。

【図 24-6】 事後保全型または予防保全型の維持管理・更新等経費の比較
(インフラ資産) (30年間) 【再掲】



③安全性の確保

- ・ 日常的な巡視や定期点検などにより施設の異常が発見された場合には、必要に応じて使用中止や応急措置等を施し、安全性の確保を図る。

④耐震化

- ・ 橋梁や下水道施設等について、耐震化の必要性を確認し、順次、対象施設の耐震化に取り組んでいく。

⑤長寿命化

- ・ 劣化の程度が軽微な段階で、適切に予防的な対策を実施する予防保全型の維持管理を行うことにより、施設の長寿命化を図る。

1 道路・橋梁

取組の方向性（管理に関する基本方針）

道路・橋梁は、利用者に利便性や快適性、安全性などを提供する重要な役割を担っており、主要な幹線市道の舗装率は一定の水準に達している。今後は定期的な点検や補修対策を適切に実施し、道路・橋梁の安全性を確保するとともに、計画的な修繕を行うことで長寿命化とライフサイクルコストの縮減を図る。

【個別施設計画】

- ・ 舗装長寿命化修繕計画（平成 31（2019）年 3 月）
- ・ 橋梁個別施設計画（長寿命化修繕計画）（令和 2（2020）年 3 月）

2 農道・林道

① 取組の方向性（管理に関する基本方針）

農業や林業関係者など道路利用者との連携並びに日常的なパトロールによる状態確認や道路利用者からの通報等により把握した異常について、適宜必要な対応を行い、通行の安全性を継続的に確保する。

【個別施設計画】

- ・ 橋梁長寿命化計画（農道：上美南橋）（令和元（2019）年8月）

② 位置情報（林道）



3 港湾施設

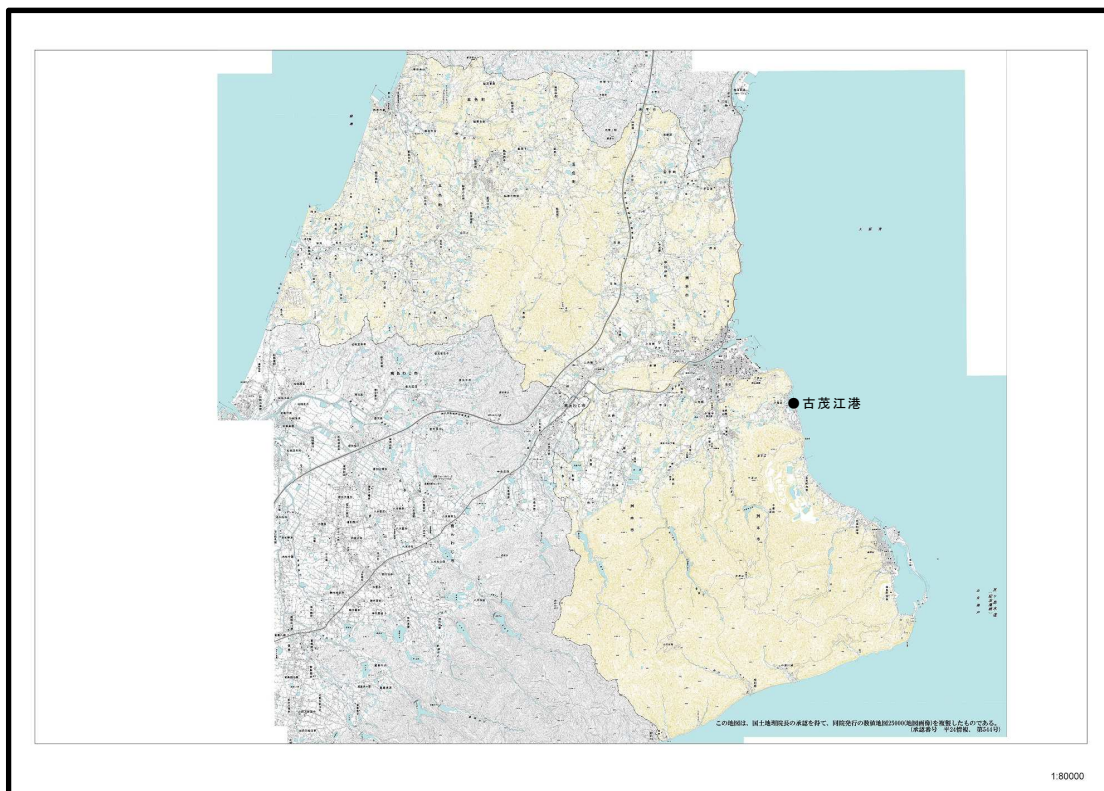
① 取組の方向性（管理に関する基本方針）

供用期間にわたって、施設を適切に維持することを目標とする。具体的には、施設の構造上の変状に対する計画的かつ適切な点検診断・維持補修を実施し、供用期間中のいずれにおいても要求性能を十分に確保する。

【個別施設計画】

- ・ 古茂江港維持管理計画書第3版（令和2（2020）年12月）

② 位置情報



4 漁港施設

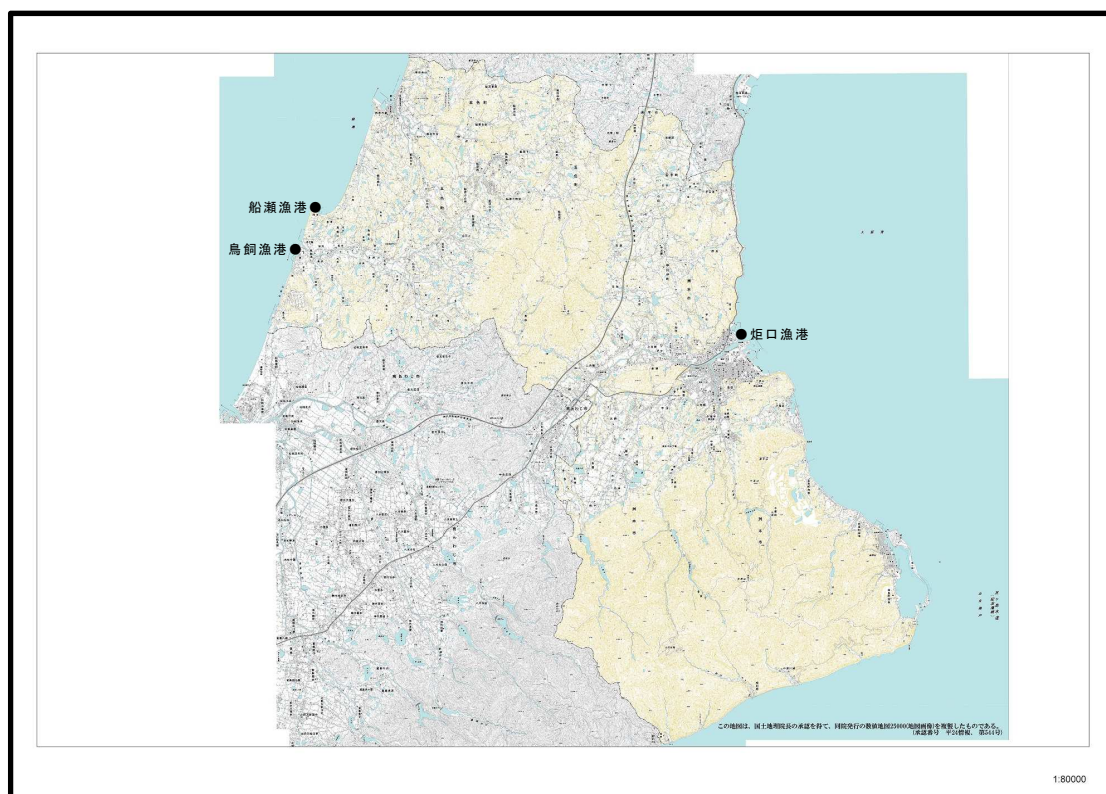
① 取組の方向性（管理に関する基本方針）

日常管理として、巡回時に陸上から目視できる範囲で変状の有無を確認するほか、台風や波浪等の悪天候後など緊急を要する場合に臨時点検を実施するとともに、漁港毎に策定している機能保全計画書に基づき、ライフサイクルコストの縮減や対策に必要な経費の平準化、優先順位などを考慮しつつ、計画的に維持修繕・改修等を進めていく。

【個別施設計画】

- ・ 炬口漁港機能保全計画書（平成 29（2017）年 2 月改定）
- ・ 船瀬漁港機能保全計画書（平成 31（2019）年 3 月）
- ・ 鳥飼漁港機能保全計画書（平成 29（2017）年 2 月改定）

② 位置情報



5 海岸保全施設

① 取組の方向性（管理に関する基本方針）

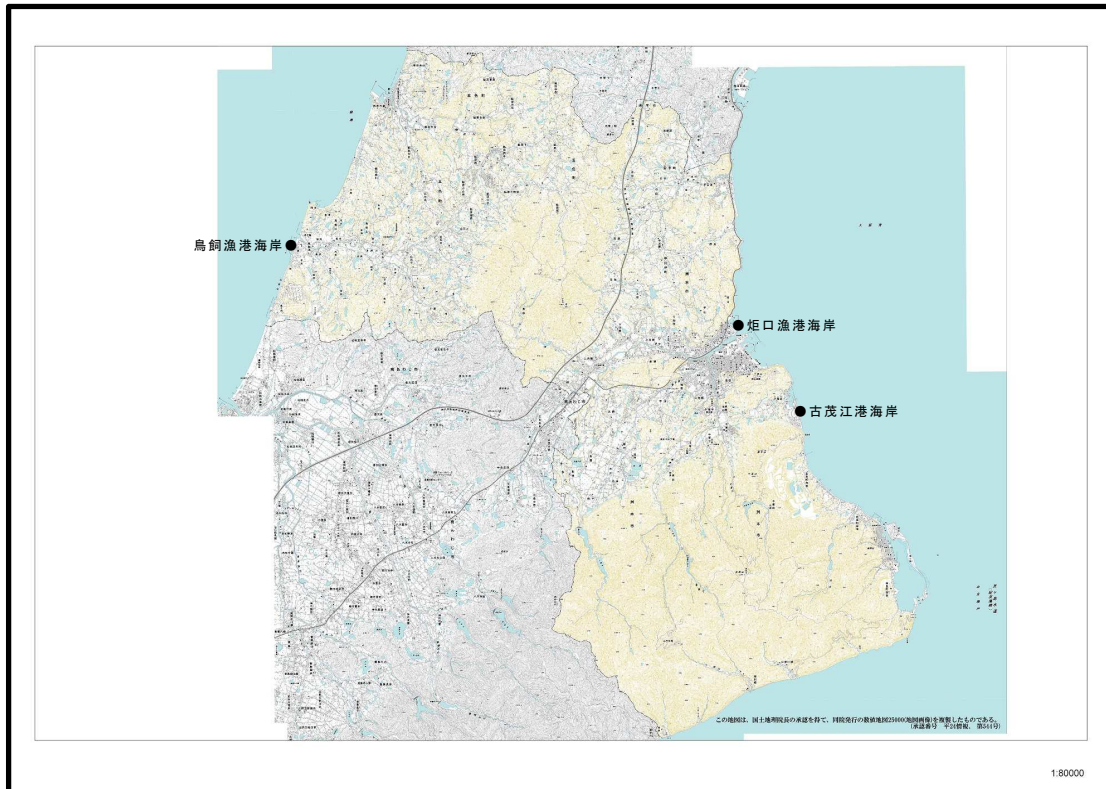
海岸保全施設の防護機能を、可能な限り長期間維持できるように、予防保全の考え方に基づいた適切な維持管理を行うことを目標とする。

なお、適切な維持管理の実施にあたっては、「海岸保全施設維持管理マニュアル」（平成30（2018）年5月）（最新：令和2（2020）年6月版）を参考として維持管理を行う。

【個別施設計画】

- ・ 炬口漁港海岸長寿命化計画書（平成31（2019）年3月）
- ・ 鳥飼漁港海岸長寿命化計画書（平成31（2019）年3月）
- ・ 古茂江港海岸長寿命化計画（平成31（2019）年3月）

② 位置情報



6 河川

取組の方向性（管理に関する基本方針）

巡視等により管理対象河川の現状を把握するとともに、災害の発生を抑制する適切な維持管理に努める。

※個別河川ごとの事業実施により対応

7 都市公園

① 施設概要

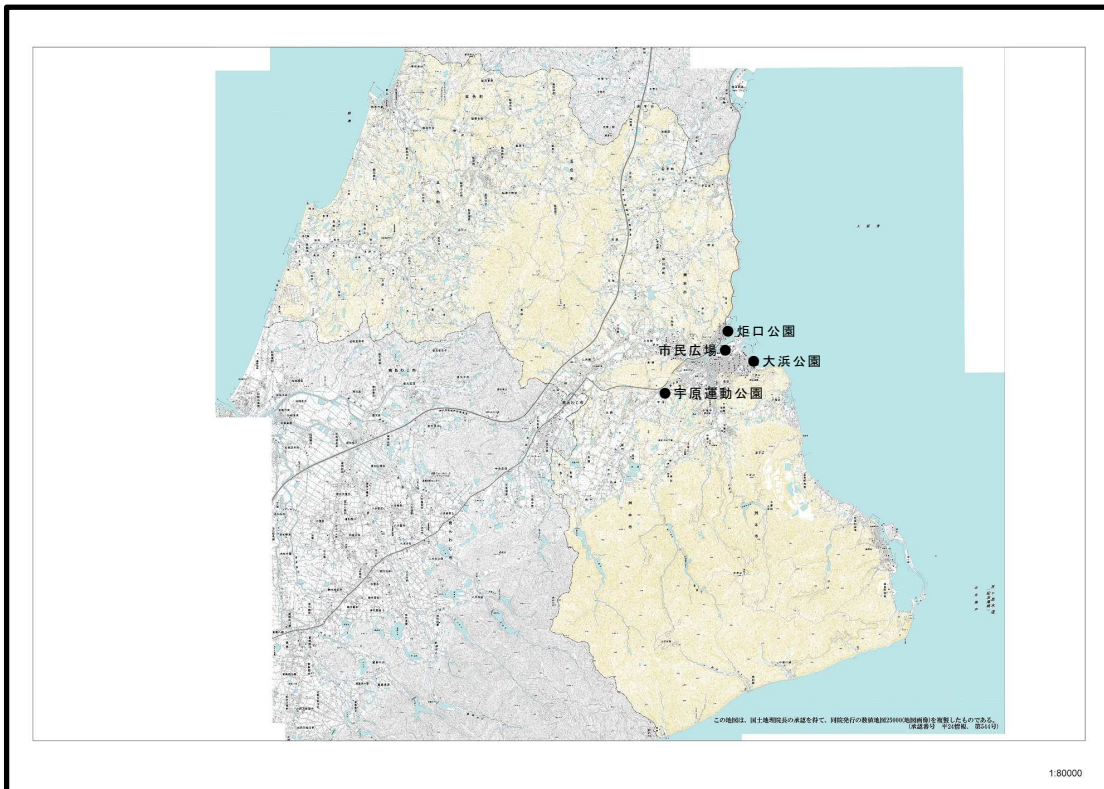
施設名称	
大浜公園、炬口公園、市民広場、宇原運動公園（スポーツ施設に計上）	

施設数	棟数	床面積	平均築年数	減価償却率
1	4	1,069.08 m ²	20	24.7%

※大浜公園にのみ施設あり

施設の役割等
<p>都市公園の整備、緑地の保全、緑化の推進により、良好な都市環境を提供することにより、幅広い年齢層の自然とのふれあい、レクリエーション活動、健康運動、文化活動等多様な活動の拠点となっている。</p> <p>中心市街地のにぎわいの場となる都市公園の整備や、地域の歴史的・自然的資源を活用した観光振興の拠点の形成等、地域間の交流・連携の拠点として、快適で個性豊かな地域づくりに貢献している。</p>

② 配置状況



③ 取組の方向性（管理に関する基本方針）

自然環境の保全と活用、景観づくり、地域活性化への貢献等を目指しながら、効率的で効果的な公園管理とニーズ把握を踏まえた施設・サービスの充実を図っていく。

8 下水道

(1) プラント施設

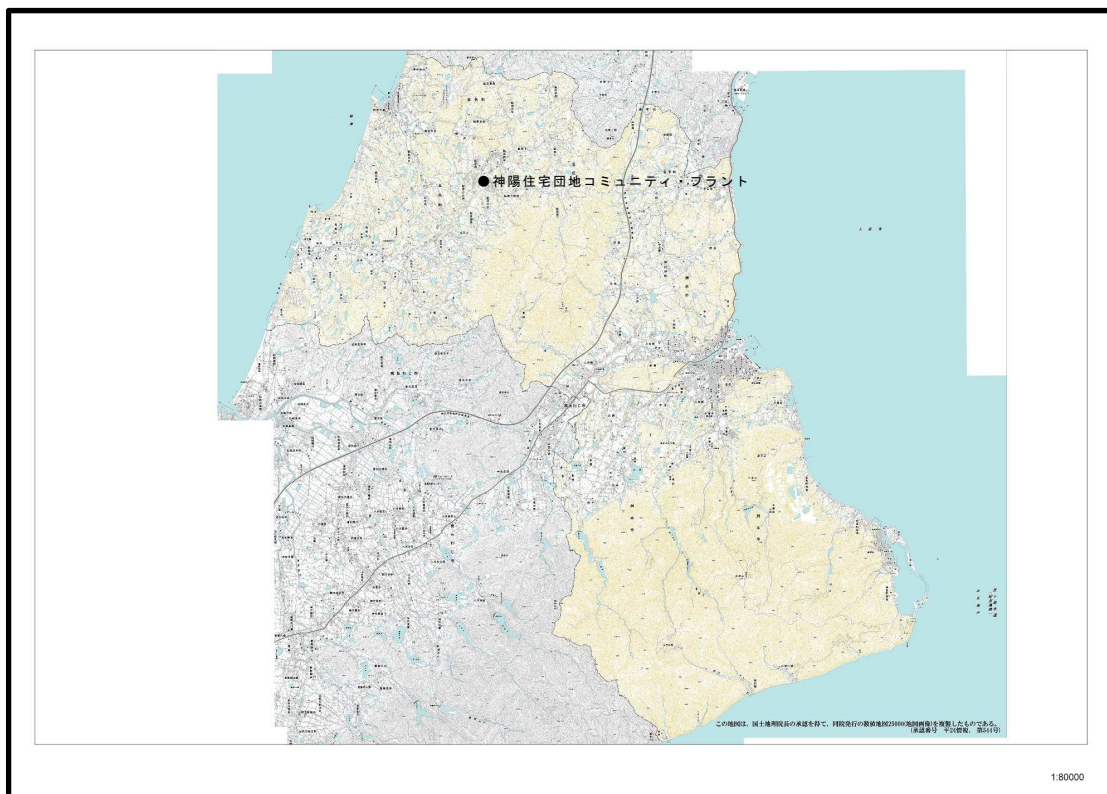
① 施設概要

施設名称	
神陽住宅団地コミュニティ・プラント	

施設数	棟数	床面積	平均築年数	減価償却率
1	1	319.31 m ²	24	64.8%

施設の役割等
五色町鮎原神陽地区住宅団地の生活排水を処理することで、周囲の環境が保全され、快適な生活が確保されている。

② 配置状況



③ 取組の方向性（管理に関する基本方針）

- ・今後も適正な維持管理・修繕を行うとともに、大規模改修も行う。
- ・汚泥ポンプ、計装装置、制御盤などの設備・機器の更新及び長寿命化対策を実施する。

（２）下水道

① 施設概要

施設名称
（建物）洲本環境センター、五色浄化センター、洲浜ポンプ場、物部ポンプ場、中島ポンプ場、炬口ポンプ場、都志万歳ポンプ場、都志住吉ポンプ場 （工作物等）管渠等の管路施設、機械・電気設備等

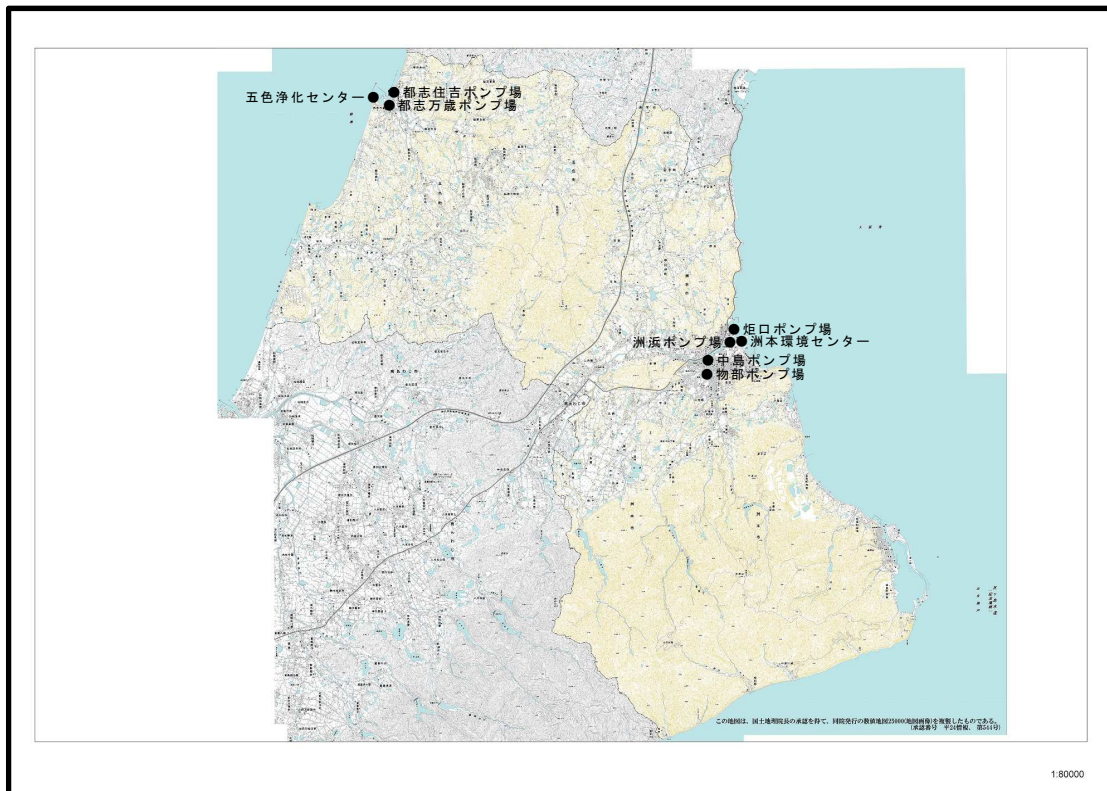
施設数	棟数	床面積	平均築年数	減価償却率
8	16	7,599.08 m ²	21	9.4%（※）

※平成30（2018）年度に特別会計から公営企業会計に移行した。その際に、「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」（総務省）や「地方公営企業法施行規則」（昭和27（1952）年総理府令第73号）に基づき、固定資産台帳を整備しており、その時点からの減価償却累計額を参照しているため、減価償却率が小さくなっている。

また建物だけでなく、構築物（管渠等含む）及び機械装置も含めて計算している。

施設の役割等
汚水の処理と雨水の排除による浸水の防除、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全という機能を果たすことを目的としている。

② 配置状況



③ 取組の方向性（管理に関する基本方針）

洲本市の公共下水道は、平成5（1993）年に供用開始されたことから、未だ管渠の耐用年数に達していない。今後、道路陥没が発生しやすいとされる布設後30年を経過する管渠が増えるため、計画的な維持管理が求められている。

このため、ストックマネジメント計画を策定し、管渠の更新・長寿命化等の効率化を図る。

【個別施設計画】

- ・（洲本処理区・都志処理区）下水道ストックマネジメント計画（令和3（2021）年3月）

（参考）水道事業は、淡路広域水道企業団が「水道事業経営戦略（令和3（2021）年3月）」を策定